

（参考）令和 6 年分申告における留意点

**定額減税及び外国税額控除等の適用がある
場合における申告納税額の計算について**

定額減税及び外国税額控除等の適用がある場合における申告納税額の計算について

復興特別所得税額の算出方法及び定額減税の控除の順序については、以下のとおりとされている（外国税額控除等（※）の取扱いが異なる）ことから、申告書における「申告納税額」の計算において、申告書への各記載金額に基づく計算結果が、一般的な場合（外国税額控除等がない場合）と異なることとなります。

※ 外国税額控除等＝外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除

○ 復興特別所得税額

外国税額控除等を除く税額控除後の所得税の額を基準所得税額として2.1%を乗じて計算する。

○ 定額減税

所得税法・租税特別措置法の「税額控除」の規定（配当控除、外国税額控除等、住宅借入金等特別控除）等の適用がある場合、これらの規定を適用した後に控除を行う。

具体的な計算方法については、次頁以降をご覧ください。

「申告納税額」の計算方法

○ 外国税額控除の適用がある場合

※ 分配時調整外国税相当額控除と両方の適用がある場合を含みます。

3 令和6年分特別税額控除を適用する場合、申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄は、外国税額控除の適用がないときと計算方法が異なりますので、次により計算した金額を記載してください。

(1) 所得税について

・ ①欄の金額() - {⑭欄の金額() + (⑯又は⑰欄の金額())}
= () … i

i が黒字の場合には続けて次の計算をします。

・ i () - 申告書第一表の「税金の計算」欄の「令和6年分特別税額控除」欄の金額
= () … ii ←計算の結果、ii が赤字の場合は「0」と記載します。

(2) 復興特別所得税について

②欄の金額() - ⑮欄の金額() = () … iii

(3) 申告納税額の計算

申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄の金額… i 又は ii 及び iii の金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の「源泉徴収税額」欄の金額を差し引き、次により記入します。

● 差し引いた金額が黒字の場合…100 円未満の「端数を切り捨てた金額（黒字の金額が 100 円未満の場合は「0」）

● 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「－」を付けてそのままの金額

ii (i が赤字のときは i (※)) () + iii ()

- 申告書第一表「源泉徴収税額」欄の金額()

= () ←申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄へ転記

※ i が赤字のときは金額の頭に「△」又は「－」を付けてそのままの金額を記載します。

○ 分配時調整外国税相当額控除の適用のみがある場合

3 令和6年分特別税額控除を適用する場合、申告書第一表の「税金の計算」欄の51の金額は、分配時調整外国税相当額控除の適用がない場合と計算方法が異なりますので、次により計算した金額を記載してください。

(1) 所得税について

「(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額」 - 申告書第一表の「税金の計算」欄の44の金額
()

= () … i

※ i の計算の結果、赤字の場合は「0」と記載します。

(2) 復興特別所得税について

「(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額」() … ii

(3) 申告納税額の計算

申告書第一表の「税金の計算」欄の51の金額… i 及び ii の金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の50の金額を差し引き、次により記入します。

● 差し引いた金額が黒字の場合…100 円未満の「端数を切り捨てた金額（黒字の金額が 100 円未満の場合は「0」）

● 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「－」を付けてそのままの金額

i () + ii () - 申告書第一表の「税金の計算」欄の 50 の金額()

= () ←申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄へ転記

〈定額減税及び外国税額控除の適用がある場合〉

第一表
(令和六年分用)

④③と④④のいずれか少ない方の金額です。

納

所得税額	①	95,000	円	← 2の②の金額が4の場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書第1で計算した税額を記載します。(※8)
復興特別所得税額	②	105		← 申告書第一表の「復興特別所得税」欄の金額を記載します。(※8)
税引総額	③	3,280,000		← 2の②の金額が4の場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得控除の合計額を記載します。(※8)
調整国外所得金額	④	280,000		← 2の②の金額が4の場合には、その金額をのべて計算した調整国外所得控除の合計額を記載します。
所得税の控除限度額 (①×④)	⑤	8,109		← 4の「⑤」欄及び5の「⑤」欄に記載します。
復興特別所得税の控除限度額 (②×④)	⑥	8		← 4の「⑤」欄及び5の「⑤」欄に記載します。 ※ 詳しくは、 控除の裏面 を読んでください。

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算				
控除限度額	所得(③の⑤の金額) 税 ㊦	8,109	円	
	復興特別所得(③の⑥の金額) 税 ㊦	8		
	道府県民税(㊦×12%又は6%) 税 ㊦	973		
	市町村民税(㊦×18%又は24%) 税 ㊦	1,459		
	計(㊦+㊦+㊦+㊦) ㊦	10,549		
外国所得額 ㊦	(1の⑥の金額)	28,000		
	控除限度超過額(㊦-㊦)			17,451

5 外国税額控除額等の計算

⑦ （ ④ の ⑤ の 金 額 ）	⑦ 8,109	円	⑦ 所法第 95 条第 1 項による控除税額 （⑪）と⑮とのいずれか少ない方の金額）	⑦ 8,109	円
⑧ 復興特別所得税の控除税額 （ ③ の ⑥ の 金 額 ）	⑧ 8		⑧ 復興特別法第 14 条第 1 項による控除税額 （⑪）と⑮とのいずれか少ない方の金額）	⑧ 8	
⑨ 分配時調整外国税相当額控除後の 所得 税額（※）	⑨	（分配時調整外国税相当額控除後の所得税額）	⑨ 所法第 95 条第 2 項による控除税額 （ ④ の ① の 金 額 ）	⑨	
⑩ 分配時調整外国税相当額控除後の 復興特別所得税額（※）	⑩	（分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額）	⑩ 所法第 95 条第 3 項による控除税額 （ ④ の ① の 金 額 ）	⑩	
⑪ 所得税の控除可能額 （④の金額又は⑮と⑮とのいずれか少ない方の金額）	⑪ 8,109		⑪ 外国税額控除後の金額 （④＋⑮＋（⑬又は⑮））	⑪ 8,117	
⑫ 復興特別所得税の控除可能額 （③の金額又は⑮と⑮とのいずれか少ない方の金額）	⑫ 8		⑫ 分配時調整外国税相当額控除可能額 （※）	⑫	（分配時調整外国税相当額控除後の所得税額）
⑬ 外 国 所 得 税 額 （ ① の ② の 金 額 ）	⑬ 28,000		⑬ 外国税額控除後の金額 （⑮＋⑬）	⑬ 8,117	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(④～⑤欄)に転記します。同欄の「区分」の口の記入については、控用の裏面を読んでください。

①欄の金額－（⑭欄の金額＋⑯欄又は⑰欄の金額）

一 申告書④欄の金額

$$= 95,000 - (8,109 + 0) - 90,000$$

$$= 0 \text{ (赤字の場合は0) } \dots\dots\dots \text{ i}$$

②欄の金額－⑮欄の金額

$$= 97 \dots \dots \dots \text{ii}$$

i + ii - 申告書⁵⁰

$$= 0 + 97 - 300$$
$$= \triangle 203$$